## 居宅介護支援事業者の指定等について

居宅介護支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項 において市町村が指定すると規定されております。

下記事業所については運営法人より指定申請があり、新たに指定をしたものです。 [新規]

	事業所名	所在地	運営法人	サービス の種類	指定 年月日	備考
1	あいきずな	習志野市	株式会社	居宅介護	令和3年	
		実籾	ハーツ	支援	1月1日	
		2-17-23-202	クレッ			
			セント			

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力は6年間と定められております。

下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

## 〔更新〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービス の種類	更新 年月日	備考
1	ケアプラン	習志野市	有限会社	居宅介護	令和3年	
	秋津	秋津	ウェル	支援	1月1日	
		5-5-3-203	フェア			